

有機フッ素化合物（PFAS）対策はこれでいいのか？

有機フッ素化合物（PFAS ピーファス）による環境汚染が問題になっています。PFAS は1万種類以上あるとされており、撥水性、撥油性、熱や薬品に強いなどの性質から、フライパンや防水衣類、泡消火剤、塗料など多くの製品に使われてきました。一方で、自然界で分解しにくく、発がん性や子どもの成長への影響など人への毒性も指摘されています。私たちの身近な製品に使用されているので、無関心は許されません。



中央環境審議会の小委員会は、PFAS のうち PFOS ピーフォス（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA ピーフォア（ペルフルオロオクタン酸）について、2月6日に開いた会合で、水道水の暫定目標値、合算で 50ng/L を正式な水質基準にする環境省の方針を了承しました。しかし、これで安心できるのでしょうか？

①基準値案は高すぎる

アメリカ環境保護庁は、2024年4月10日、PFOS、PFOA の飲料水基準をそれぞれ 4 ng/L と決めています。日本の基準案合算で 50ng/L という値は高すぎるのでは？ この問題の第一人者、小泉昭夫京都大学名誉教授は、環境省が実施している10万組の父、母、胎児を対象にしたエコチル調査から得られた最新の論文をもとにすれば、アメリカの基準よりもさらに一桁厳しい基準にしなければならない、少なくともアメリカ並みの基準が必要と指摘されています。

②PFOS・PFOA だけでいいのか

PFOS は2010年、PFOA は2021年に製造と輸入が原則禁止になり、たくさんある他の PFAS に代替されてきています。福知山市とその上流の京丹波町を流れる猪鼻川では、暫定目標値を超える PFOA が検出されていますが、同時に目標値が設定されていないもの

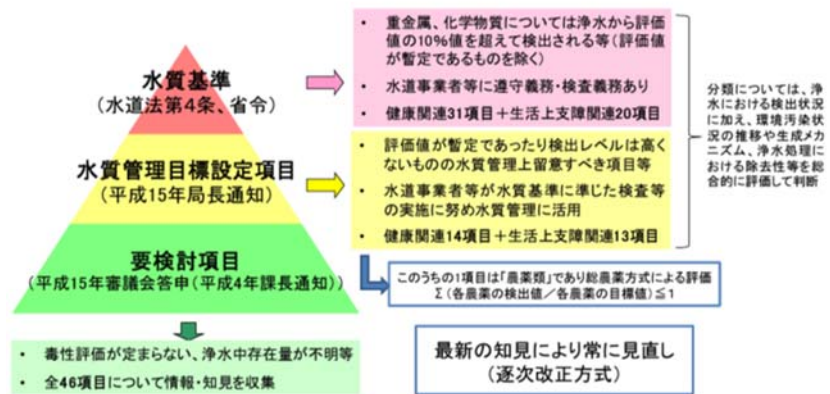


図1 水道水の水質基準等の体系図

の海外では規制対象の「PFHxA（ペルフルオロヘキサン酸）」が高濃度で確認されています。国は、これらについては要検討項目にして報告を求める方針を打ち出しているだけです。

③施行は来年4月

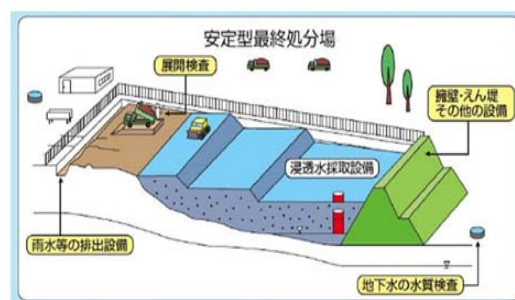
水道水質基準が定められると言っても、手続きはこれから。実際の施行は来年4月が予定されています。そんなにのんびりしていいのでしょうか？

④河川や地下水の環境基準や工場・事業場からの排出基準は

水道水に基準を設けるのであれば、取水する河川や地下水にも環境基準を設定しなければなりません。ところが、2020年05月に要監視項目に位置付けられ、自治体による計画的な測定が行われるようになってはいるものの、環境基準にする動きが見えてきません。また、各地の汚染源に対策を求めるためには、工場・事業場に排出基準を設定しなければなりません。PFOSの汚染源として、泡消火剤を利用してきた在日米軍基地や自衛隊の基地が指摘されていることが、及び腰の原因なののでしょうか。

⑤廃棄物対策は特に重要だが

国の暫定目標値の2千倍にあたる10万ng/LのPF0Aが検出された明石川の汚染源を独自に調査した丸尾まき県会議員は、汚染源が産廃処分場であることを突き止めました。産廃処分場には、管理型と安定型があり、安定型には腐敗する廃棄物が搬入されないことを前提に集水設備も排水処理設備もなく、廃棄物と接触した水はそのまま地下に浸透して流れていきます。安定型処分場で処分可能な廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずなどがPF0A汚染源となっていると考えられます。



- 浸出水は、そのまま地下へ浸透
- 地下水の検査で異常があっても対処の方法なし
- 上記の展開検査等が義務付けられたのは 1998年

安定型処分場は、PF0Aが問題になる前から環境汚染が問題になってきました。日本弁護士連合会は、2007年に廃棄物処理法を改正して安定型処分場の区分をなくすよう提言を行っています。裁判でも建設差し止めを認める判決が出たりしたことから、中央環境審議会の関連部会でも議論が行われましたが、2010年に中環審廃棄物処理制度専門委員会は問題を「更に検討していくべき」と先送りしてしまいました。

環境省は、「PFOS及びPF0A含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を2022年に公表して、適正な処理を排出事業者に求めています。適正な処理方法を示すだけでとどまっています。強制的な規制ではないため、そのとおりやれば処理代金が高つく排出事業者が素直に従う保証はなく、実効性は乏しいと考えられます。有害廃棄物（特別管理産業廃棄物）に位置付けて法規制をかけるべきです。(S)